

裏面もあります

令和8年度 三川町農作業参考賃金・料金

・ 下記は、**あくまでも参考の金額**です。

実際の金額は、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。

・ 畑作業の金額は設定していません。下記を参考に協議の上、決定してください。

作業賃金	区 分		基準単位	金 額	備 考
	オペレーター		1時間当たり	1,680 円	機械操作等を要する基幹的な作業
	一 般 作 業	甲	1時間当たり	1,460 円	基幹的な作業
		乙	1時間当たり	1,250 円	補助的な作業

機 械 作 業 等 請 負 料 金	作 業 名	基準単位	金 額 (消費税込み)	備 考
	耕 起	10a当たり	8,200 円	施肥付きについては1,200円増 肥料代は別途料金
	代 か き	10a当たり	9,100 円	
	育 苗	1箱当たり	900 円	10a当たり25箱使用を基準とする 種子代及び箱剤使用の場合は別途料金
	田 植	10a当たり	10,300 円	側条施肥田植は1,500円増 肥料代は別途料金
	田 植 (直 播)	10a当たり	7,800 円	湛水直播(条播) 種子代、コーティングは別途
	草 刈	1時間当たり	3,300 円	背負式、自走式は問わない
	作 溝	10a当たり	2,600 円	3m間隔(1回)
	薬 剤 等 散 布	10a1回当たり	1,400 円	動力散布とする場合 薬剤費は別途料金
	コ ン バ イ ン	10a当たり	23,600 円	もみ運搬料を含む
	機 械 乾 燥	60kg当たり	1,500 円	
	粃 摺 調 製	60kg当たり	720 円	
	畦 塗	1m当たり	35 円	

令和8年度 三川町農地参考賃借料

・ 下記は、**あくまでも参考の金額**です。

実際の金額は、圃場条件等を勘案し、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。

農地の区分	参考賃借料 (転作を含む) 10a当たり
田 共済引受 13等級 (580Kg)	14,000円
畑	1,000円

土地改良区の賦課金について

- ・ 一般賦課金 (維持管理費分) 借り手の負担
- ・ 特別賦課金 (事業費分) 貸し手の負担

賃借料の額の算定の基礎となる水田面積は、登記簿の面積です。
(共済組合の引受面積ではありません。)

農地の権利移動等に関する注意事項

- 1 農地の売買・賃借に係る手続きは、農業委員会へご相談ください。
- 2 農地の所有権移転 (売買・贈与など) については、農業委員会の許可等を得ずに契約をしても、基本的に無効となります。
- 3 農地を田・畑以外に転用する場合は、山形県知事の許可が必要になります。許可なく転用すれば、違反転用になり罰則もあります。
- 4 住宅建設等により転用を計画される場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

問合せ先 三川町農業委員会 (役場2階) 0235-35-7019